平成２３年（フ）第１７６号
青森県八戸市大字白銀町字久保下18番地10
債務者　佐々木眞佐子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須永　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２６７０号
愛知県日進市岩崎台２丁目906番地　タウニー信栄２―101
債務者　岡田　彰史
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３１号
茨城県水戸市白梅３丁目６番16号
債務者　高野要一郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９５号
長野県塩尻市大字広丘高出2155番地20、前住所長野県塩尻市大字片丘4533番地５
債務者　飯田　義勇
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　将太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６５号
青森県八戸市売市２丁目10番13号　とらの荘２号、前住所青森県三戸郡南部町大字杉沢字あけぼの13番地45
債務者　石田　信夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
茨城県水戸市笠原町313番地の３
債務者　越沼　清次
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
長野市上松３丁目20番18号
債務者　佐藤　政雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉美知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
金沢市赤土町ワ70番地２、従前の住所金沢市畝田西４丁目46番地２
債務者　石橋　宏治
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町146番地
債務者　富澤シズ子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２７０４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番１―102号
債務者　伊藤千鶴子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８４号
岐阜市城東通３丁目42番地１
債務者　児玉　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７２０７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―1126号
債務者　村上賀代子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８８号
大阪府四條畷市岡山５丁目１番31号　ファムール忍ヶ丘203
債務者　城山　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３６号
大阪府東大阪市小若江２丁目11番28号
債務者　岡本　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０４号
大阪府大東市北条１丁目23番８号
債務者　佐野　律子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６０号
大阪市生野区新今里７丁目２番２号　グランパシフィック103
債務者　小島　　勲
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５６２号
大阪市鶴見区緑１丁目14番17号
債務者　加治佐美紀子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部